

第1回地方共同の金融機構のあり方に関する検討会次第

日時 平成20年11月7日(金)
午後3時30分～5時30分
場所 総務省第1特別会議室

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 総務省自治財政局長挨拶
4. 議事
 - (1) 資料説明
 - (2) 意見交換
5. 閉会

検討会配布資料

- 資料 1 「地方共同の金融機構のあり方に関する検討会」
開催要綱
- 資料 2 「生活対策」について（概要）
- 資料 3 生活対策（抄）
- 資料 4 地方債資金の状況
- 資料 5 総務大臣会見（地方共同の金融機構関係）
- 資料 6 「地方信用金庫」創設論 鈴木武雄著
- 資料 7 地方行政調査委員会議 鈴木武雄専門調査員
報告書
- 資料 8 地方債証券公庫設置要綱案（昭和31年自治庁案）
- 資料 9 公営企業金融公庫の改組構想（昭和51年自治省）
- 資料 10 地方分権推進委員会 最終報告（抄）
- 資料 11 公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みの制度
設計骨子案（平成18年10月31日地方六団体）
- 資料 12 公庫及び機構貸付対象事業の推移
- 資料 13 骨太方針、郵政民営化法、行革推進法、地方公営
企業等金融機構法
- 資料 14 地方公営企業等金融機構の概要について
- 資料 15 地方債計画額の推移（資金別） 等
- 資料 16 人口一人当たりの税収額の指数 等
- 資料 17 一般会計債及び公営企業債の公的資金の構成比
- 資料 18 財政投融资に関する基本問題検討会最終報告
- 資料 19 地方公共団体の10月債の発行状況

「地方共同の金融機構のあり方に関する検討会」開催要綱 (案)

1. 趣 旨

生活対策（平成20年10月30日「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」）において「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する」とされた。

このような金融機構の創設は、地方債資金のあり方と大きなかわりを持つものであることから、地方財政に関する重要事項を審議する地方財政審議会に検討会を設け、意見をとりまとめる。

2. 名 称

本検討会は、「地方共同の金融機構のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

3. 委 員

地方財政審議会委員に加え、より広範かつ専門的な見地から検討を行うため、地方公共団体関係者や地方財政関係の有識者等を地方財政審議会令第2条に基づく「特別委員」（総務大臣任命）とし、検討を行うこととする。（別紙）

4. 運 営

- (1) 会長は、検討会を召集し、主宰する。
- (2) 会長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

地方共同の金融機構のあり方に関する検討会委員

(地方財政審議会委員)

神野 直彦 (会長)

池ノ内祐司

木内 征司

木村 陽子

佐藤 信

(特別委員)

伊藤祐一郎 鹿児島県知事
(前 知事会分権特委公庫改革小委委員長)

岡村幸四郎 川口市長 (市長会財政委員会委員長)

荒木 泰臣 熊本県嘉島町長 (町村会政務調査会財政部会長)

井手 英策 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所
准教授

小西砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間
福祉学部教授

林 正義 一橋大学大学院経済学研究科／国際・公共
政策大学院准教授

堀場 勇夫 青山学院大学経済学部教授

「生活対策」について(概要)

平成20年10月30日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

第1章 基本的考え方

1. 金融経済情勢と対策の意義

(世界的な同時不況の兆し)

世界の金融資本市場は100年に一度と言われる混乱に陥っている。本年9月中旬以降、金融危機に加え、実体経済の弱体化が進みつつあり、世界的な景気後退の兆しが強まっている。

(日本経済の現状と先行き)

海外に比べ、日本の金融システムは健全であり、これまで安定性は確保されている。しかし、外需に依存してきた日本経済は、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、今後は下降局面が長期化・深刻化するおそれ。

(国民生活への影響)

この影響は、いずれ国民すべてに到達し、経済的な弱者には大きな波となって押し寄せてくるおそれがある。暮らしの安心が脅かされている「生活者」、資金繰りに苦しむ「中小・小規模企業」、都市部との格差に悩む「地方」に対し、セーフティネットを強化し、緊急の備えを万全にすることが喫緊の課題。

(新たな成長への展望)

一方で、現下の世界的な金融経済変動に対応していくためには、内需主導の持続的成長を実現できるよう経済の体質転換を進めていくことが重要である。このためには、住宅投資の活性化、低炭素社会構築に向けた設備投資の促進、国内金融資産を活かした消費の拡大などが鍵。

2. 5つの基本視点

「生活対策」は、国民生活と日本経済を守るため、以下の5つを基本視点とする。

(1) 3段階の経済財政政策により、日本経済立て直しに取り組む

日本経済は「全治3年」という基本認識の下で、今年度から直ちに日本経済の立て直しに取り組む。当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進める。

(2) 最優先課題として「金融資本市場の安定確保」に向け万全の措置をとる

国際金融資本市場の安定化に向け国際協調を推進する。日本の金融システムは世界でも最も安定しているが、安定性強化に万全を期す。

日本銀行においては、金融市場の安定確保に取り組むとともに、内外の厳しい経済金融情勢の下、政府における本対策や構造改革への取組を踏まえ、適切かつ機動的な金融政策運営を期待する。

(3) 3つの重点分野を位置づけ、その中で「生活者」を一番に置く

「生活対策」は、3つの重点分野として、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」を位置づける。このうち、第一に、生活者のための「暮らしの安心」を打ち立てる。

(4) 一過性の需要創出対策ではなく、自律的な「内需主導型経済成長」への移行を後押しする

今回の対策の意義は、単なる一過性の需要創出ではなく、自律的な「内需拡大」による確実な経済成長実現のため、経済の体質を転換し、日本経済の「底力」を発揮させることにある。

(5) 経済成長と財政健全化の両立に向けて取り組む

本対策の実行にあたっては、これまでの政府・与党の方針に沿って対応し、財政規律の維持の観点から、安易に将来世代に負担をつけまわさず、経済成長と財政健全化を図っていく。こうした考え方にに基づき、

- ・対策の財源は、赤字国債に依存しない。
- ・歳出改革の取組を継続する。
- ・持続可能な社会保障構築と、その安定財源確保に向けた中期プログラムを早急に策定する。この中には、基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げるための前提となる税制抜本改革の姿も含める。

第2章 具体的施策

I. 生活者の暮らしの安心

1. 家計緊急支援対策

- 生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として総額2兆円を限度として生活支援定額給付金（仮称）の実施や賃金引上げの環境づくりに取り組む。

○生活支援定額給付金（仮称）の実施

家計への緊急支援として、特別減税及びこれに関連する臨時福祉特別給付金を実施することとしていた。一方、家計への緊急支援としての効果をより迅速に実現し、かつ、低所得者にも広く公平に行き渡らせるためには、給付方式によることがより適切である。この給付（生活支援定額給付金（仮称））は、総額2兆円を限度として、単年度の措置として今年度内に実施することとし、その実施方式等について早急に検討する。

○経済界に対する賃金引上げの要請

○雇用保険料引下げ等に向けた取組

（雇用保険料0.4%の範囲内の幅で引き下げること等について関係審議会で検討）

○電気・ガス料金の来年1－3月期の値上げ幅の圧縮・平準化を電力・ガス会社に要請

○輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等の早急な見直し

2. 雇用セーフティネット強化対策

- 景気後退による影響が最も出やすい非正規労働者、中小企業や地方企業を中心にセーフティネットを強化し、60万人分の雇用下支え強化を行う。

○非正規労働者の雇用安定対策の強化

（年長フリーター等を積極雇用する事業者へ奨励金支給など）

○中小企業等の雇用維持支援対策の強化

（中小企業等への助成金の拡充など）

○地域における雇用機会の創出

（「ふるさと雇用再生特別交付金（仮称）」の創設）

3. 生活安心確保対策

- 国民の生活不安の解消のため、消費者政策の抜本的強化等とともに、10

万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

○消費者庁の創設など消費者政策の抜本的強化等

(消費者庁の創設、地方の消費生活相談体制の強化、食の安全対策の強化、悪徳商法・振り込め詐欺対策の推進など)

○介護従事者の処遇改善と人材確保等<介護人材等の10万人増強>

(平成21年度の介護報酬改定(プラス3.0%)等による処遇改善、介護人材等の緊急確保対策の実施など)

○出産・子育て支援の拡充

(「安心子ども基金(仮称)」創設によるサービス緊急整備、「子育て応援特別手当(仮称)」の支給、妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進など)

○障害者支援の拡充

(障害者基金の延長・積増しなど)

○医療・年金対策の推進

(医療体制整備、新型インフルエンザ対策強化、年金記録問題への対応など)

II. 金融・経済の安定強化

4. 金融資本市場安定対策

一 国際金融資本市場の安定化に向けて、国際協調を推進するとともに、日本のバブル崩壊後の経験を活かした一段の発信を行う。

○国際金融資本市場の安定化に向けた積極的取組

(国際協調の推進、日本の経験を活かした一段の発信、アジア地域における金融協力の一層の推進)

○国内市場の安定に向けた必要な対策の実施

(企業に対する自社株買いの要請、従業員持株会による株式取得の円滑化、空売り規制の強化、空売り規制の厳正な執行等監視の徹底、銀行の株式保有制限の弾力的運用など)

○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善

(金融機能強化法の活用・使い勝手の改善を図るとともに、十分な政府の資本参加枠の拡大を検討)

○生命保険会社のセーフティネットにおける政府補助の延長

(平成21年4月以降も生命保険契約者保護機構に対する政府補助を引き続き可能とする(平成24年3月末まで))

○適正な金融商品会計に向けた努力へのサポート

(公正価値の算定方法明確化、金融商品の保有目的変更に関する迅速な検討)

○銀行の自己資本比率規制の一部弾力化

(金融機関の金融仲介機能を低下させないため、国際合意の枠組みも踏まえ、規制の一部弾力化を図る)

○証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組

(証券化商品の販売ルールづくりの支援、格付け会社規制の検討など)

○金融機関の流動性対策

(日本銀行における内外の金融機関への潤沢な流動性供給を期待)

○金融証券税制

(金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備。上場株式等の配当等について、3年間現行税制を延長。金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置を創設。企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)を導入。)

なお、銀行等保有株式取得機構等の活用などについては、与党において引き続き検討する。

5. 中小・小規模企業等支援対策

— 中小・小規模企業等の資金繰り対策を更に拡充するとともに、税制措置等による活性化を図る。

○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善(再掲)

○「安心実現のための緊急総合対策」による資金繰り対策の早期実施

○緊急保証と政府系金融機関等による貸付について 21 兆円規模の追加を実施(「安心実現のための緊急総合対策」における9兆円規模に加え、合計 30 兆円規模に拡大)

- ・信用保証協会による緊急保証枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における6兆円規模に加え、新たに14兆円規模の追加を行い、合計20兆円規模に拡大
- ・政府系金融機関等による貸付枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における3兆円規模に加え、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付の金利や貸付条件の見直しを含めた拡充、商工中金による金融危機対応業務の発動により新たに7兆円規模の追加を行い、合計10兆円規模に拡大

○商工中金、政策投資銀行による金融危機対応業務の発動(再掲)

○日本企業の海外における事業に対する貸付の拡充

(日本政策金融公庫(国際協力銀行)の活用)

○民間金融機関による金融仲介機能の強化

(民間金融機関による資金供給の実態把握と円滑化の要請、中小・小規模企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置と金融検査における徹底)

○建設業の資金調達の円滑化

(「地域建設業経営強化融資制度」の活用)

○中小企業対策税制、人材確保・研究開発支援

- ・中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ
- ・中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活
- ・人材確保・技術承継支援、研究開発支援

○中小企業の新技術の商品化・調達に向けた一貫支援

(新商品開発の補助・融資、製品性能評価、公的機関の導入、販路開拓など調達までつながる一貫支援)

○下請法、独禁法違反行為への厳正な対処

(違反行為への厳正な対処、下請保護情報ネットワークの活用)

6. 成長力強化対策

- 企業活力を高める「成長力強化税制」の導入、世界最先端の研究開発促進等により日本経済の「底力」を飛躍に結びつける取組を進める。

○時限的に即時償却を可能とする省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置

○海外子会社利益の国内還流

○省エネ・新エネ対策、金属資源開発の推進等

(省エネ・新エネ設備等の投資促進税制(再掲)、国内クレジット制度の活用、レアメタル・鉄鉱石等の探鉱開発支援)

○原油市場安定化に向けた資源外交強化、石油製品価格等市場動向監視

○世界最先端の研究開発、イノベーション促進

(世界最先端の研究開発促進、ライフサイエンス分野の新事業創出に資する規制改革、技術情報等流出防止、イノベーション創出機構(仮称)・イノベーション特区(仮称))

○日本版ESOP(従業員株式所有制度)導入促進のための条件整備

Ⅲ. 地方の底力の発揮

7. 地域活性化対策

- 都市部との格差が拡大している地方の「底力」が発揮できるよう、高速道路料金的大幅引下げや地域経済の活性化、強い農林水産業づくりを進める。

○高速道路料金的大幅引き下げ

(国民生活や地域経済の支援や地球温暖化防止の観点から、①物流効率化のため、平日、割引がなかった時間帯への割引の導入等、②観光振興や地域の生活・経済支援のため、休日、地方部の長距離利用料金や、首都・阪神高速利用料金の引下げ等を当面平成22年度まで実施)

○地域企業再生、商店街活性化、ICT活用、PFI活用による地域経済活性化

(地域力再生機構の早期設立と第3セクター改革、商店街活性化、地域におけるICT基盤整備・ICT利活用、放送デジタル化へ円滑移行、PFI活用)

○観光立国の推進

(観光圏の整備促進、宿泊施設等受入れ体制の整備、出入国管理・査証発給体制整備等の観点を踏まえた訪日査証の見直し等)

○地域建設業の新分野進出や他産業との連携事業等の支援

○安全・安心な交通空間確保と物流コストの低減等に直結する交通ネットワーク整備

(通学路・交差点などの交通安全対策、鉄道駅のバリアフリー化、地域バス利便性向上、LRTプロジェクト、地方活力向上と国際競争力に資する道路ネットワーク整備、都市鉄道の整備等、貨物運送の中小零細企業対策、羽田空港・一般空港の機能高質化、スーパー中核港湾、安全な海上交通路の整備等)

○地域づくりの推進

(美しく活力あるふるさとづくり、過疎地域への定住促進、地域の生活排水対策、国が整備した施設の油流出の防止、施設周辺の騒音対策等)

○農業の将来を担う経営の育成と雇用創出等

(水田フル活用に取組む農業者への支援、担い手に対する融資の円滑化、施設整備支援、新規に就農しようとする者の実践研修支援、企業的な農業経営を目指したネットワーク形成の支援、リース方式による最新生産方式の導入拡大)

○技術開発の加速と農商工連携、国産農産物の積極的活用等

(IT技術等の活用促進、農業関係施設の省エネ推進、国産原料を安定的に活用する農商工連携への支援・地場農産物の販路拡大、畜産経営安定対策の緊急実施、エコツーリズムなどとの連携、きめ細やかな基盤整備の推進等、地域活性化に向けた農山漁村施策と関係省庁の施策連携)

○森林・林業の活性化

(国産材の住宅等への利用拡大、木質バイオマスの利用促進、森林における路網整備の推進等)

○水産業の活性化

(水産物の産地販売力の強化、漁業用資材・餌飼料の使用の改善合理化等による収益力強化の支援、水産基盤等の整備推進等)

○食に対する信頼確保等

(事故米穀とは知らずに販売・加工した善意の事業者への支援等)

○親切でわかりやすい農林水産行政の展開

8. 住宅投資・防災強化対策

— 住宅投資を促進するとともに、公共施設の耐震化等の防災対策を進める。

○住宅ローン減税(個人所得課税)の延長・拡充等

(最大控除可能額の過去最高水準までの引上げ、環境・高齢化問題等のための省エネ・バリアフリー等の住宅リフォーム減税の検討)

○各種土地税制の延長・拡充等

○容積率の緩和

(高度な環境対策を行う建築物、優良な都市開発プロジェクト等)

○優良な都市開発プロジェクト支援、不動産の証券化、流動化の促進

○改正建築基準法・改正建築士法等の円滑な運用・施行に向けた対応

○公共施設の耐震化等防災対策

(学校や住宅等の耐震化の加速、公共施設の震災対策(空港、上下水道施設、廃棄物処理施設、矯正施設、官庁施設等)・グリーン化・エコ改修等、道路橋等老朽化の進捗社会資本ストックの長寿命化、集中豪雨、津波・高潮対策の実施、気象施設の整備、都市公園の整備等による都市防災機能の向上、救助技術向上のための消防団資機材の充実、個室型店舗等の消防用設備等の自己点検実施支援等緊急防火対策の徹底)

9. 地方公共団体支援策

— 地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるように支援する。

○道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る

○地方自治体(一般会計)に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する

○地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」(仮称)を交付する

○景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる

第3章 財源

○ 経済成長と財政健全化の両立

1. 国費と事業規模

○本対策の財源については、赤字国債に依存しないこととし、そのための特例措置として、平成20年度における財政投融资特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れを停止するなど財政投融资特別会計の金利変動準備金の活用等を行う。

○「生活対策」の財源である国費と事業規模は、別紙のとおりである。

2. 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラムの策定

○以下を「基本骨格」とする中期プログラムを、年末の税制改正においてとりまとめる。

(1) 景気回復のための減税等

世界経済の混乱から国民生活を守り、3年以内の景気回復を最優先で図るため、景気回復期間中に、減税措置及び生活支援定額給付金（仮称）を税制抜本改革を前提に時限的に行う。

(2) 社会保障安定財源の確保

社会保障制度については、その機能強化と効率化を図る一方、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源をはじめ、国・地方を通じて持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、経済状況の好転後に、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、給付に見合った負担という視点及びこれらの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税制抜本改革を速やかに開始し、時々々の経済状況をにらみつつ、2010年代半ばまでに段階的に実行する。その際、国民の理解を深めるため、現在行われている歳出の無駄排除と行政改革を引き続き行うとともに、社会保障給付とその他の予算とは厳密な区分経理を図る。

(3) 税制抜本改革の全体像

社会保障の安定財源確保をはじめ、我が国の成長力の強化、社会におけるさまざまな格差の是正など種々の課題に整合的かつ計画的に対応するため、本年末に、個人、法人の所得課税、資産課税、消費課税の各税目の改革の基本的方向性を明らかにした「税制抜本改革の全体像」をわかりやすく示し、これに基づき抜本改革を断行する。

(別紙)

「生活対策」の規模

単位：兆円

	国費	事業費
I. 生活者の暮らしの安心	2. 8程度	3. 0程度
1. 家計緊急支援対策	2. 0程度	2. 0程度
2. 雇用セーフティネット強化対策	0. 3程度	0. 3程度
3. 生活安心確保対策	0. 5程度	0. 7程度
II. 金融・経済の安定強化	0. 6程度	21. 9程度
4. 金融資本市場安定対策	—	—
5. 中小・小規模企業等支援対策	0. 5程度	21. 8程度
6. 成長力強化対策	0. 1程度	0. 1程度
III. 地方の底力の発揮	1. 6程度	2. 0程度
7. 地域活性化対策	0. 8程度	1. 0程度
8. 住宅投資・防災強化対策	0. 2程度	0. 4程度
9. 地方公共団体支援策	0. 6程度	0. 6程度
合 計	5. 0程度	26. 9程度

(注)

(注1) 財政投融资の追加1. 5兆円程度による事業費の増を含む。

(注2) 税制措置については、21年度税制改正において具体化。

生活対策（抄）

平成 20 年 10 月 30 日
新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

第 2 章 具体的施策

<第 3 の重点分野> 地方の底力の発揮

9. 地方公共団体支援策

◇地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。

<具体的施策>

○道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る

○地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する

○地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する

○景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる

■ 地方の底力の発揮のためには、地域経営の主体である地方公共団体が地域の活性化に積極的かつ持続的な取組みを行っていくことが必要。そのためには地方公共団体の財政力の強化と自由度を高めることが何よりも重要。

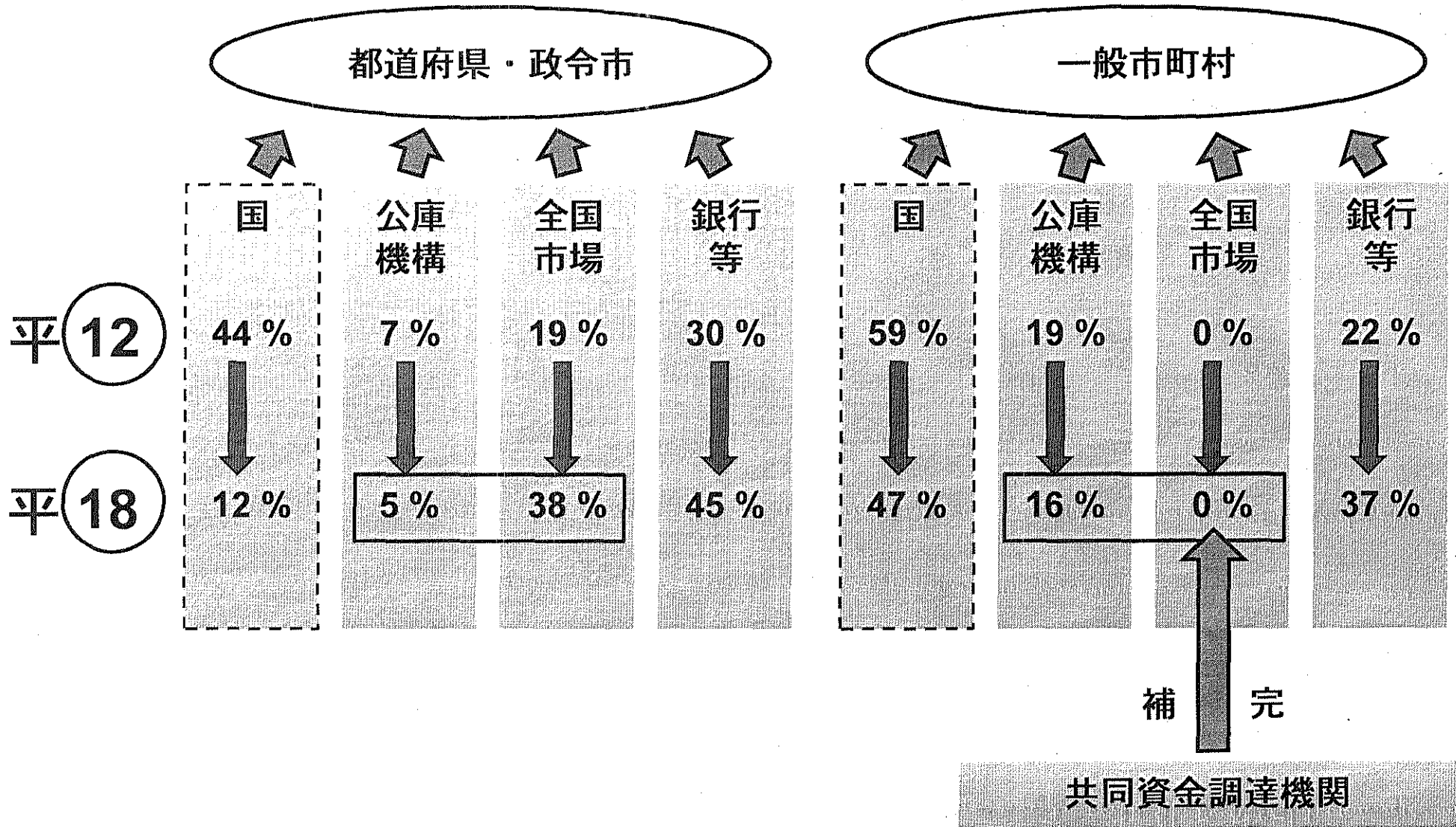
■ 「地方共同の金融機構の創設」もそのための支援策のパッケージのうちの一つとして示されたもの。

地方債資金の状況

		貸し手	対象事業	平成20年度地方債 計画額 (兆円)
(公助)	国 (財政融資資金)	一般会計等事業	公営企業	3.2
		対象外	原則として 公営企業のみ	
(共助)	地方の共同資金調達機関 (地方公営企業等金融機構資金)			1.3
(自助)	銀行等	一般会計等事業	公営企業	4.5
		資本市場 (市場公募債)	一般会計等事業	
合計				12.5

資金調達の
自主性・自立性

地方団体の資金調達の変化



総務大臣会見(地方共同の金融機構関係)

平成20年10月31日(金)

9:55-10:29

於：会見室

(冒頭発言)

閣議後、総理と二人でお話をいたしまして、前に総理指示にありました地方共同の金融機構を作ると、そして長期低利の資金を融通する、そういう機構を作るというお話に関してですが、総理の指示を仰ぎまして、私から「今度の地方財政審議会の会長でございます神野直彦先生に、早速具体的な方法、方策について諮りたいというふうに思いますが、よろしいですか。」と言って、「どうぞ。」ということでございますので、本日、神野教授にお会いをしまして、地方公共団体の一般会計ですね、公営企業会計は従来からの公営企業金融公庫が、そして今の地方公営企業等金融機構がやるわけですから、地方自治体の一般会計に長期低利の資金を融通できる地方の共同金融機構というものの具現化について、できれば素案作りをお願いしたいということで、今日、神野教授に午後お会いをして、お話をいたします。

(質疑応答)

Q：大臣、自治体の融資機関ですが、これは現在の地方公営企業等金融機構を活用するのか、それとも新しい組織を作るのか。

A：それはですね、昔からある議論なのですね。つまり今、地方自治体の一般会計に財投の金が流れていった。しかしやはり地方の一般会計にお金を貸す、長期低利で貸す場合は、地方のことをよく熟知している地方の共同機関、共同機構のようなものの方が適切ではないか。従来からあった議論で、今までは、地方中心に考える総務省の考え方は、実現しませんでした。

しかし、やはり地方重視の麻生太郎総理の姿勢、麻生総理が総務大臣として、十分な研究を積み、また経験を積まれたということで、総理の決断によってはじめて可能になることでありまして、可能になるならば具体策を、具体的なやり方を地方財政審議会に1日も早く作ってもらおうと思って、今日、神野教授にお会いをすると申し上げております。

地方行政調査委員会議（昭和二十四〜二十六年）

鈴木武雄専門調査員報告書「地方債起債制度の改善について」

（応急案）

預金部資金は地方債のための資金給源としてきわめて重要であり、且つ最もふさわしいものであるが、預金部が個々の地方団体と融資の取引をなし、債権者債務者の關係に立つことは、金融機關としての立場上当然相手方の償還能力その他財政状態を精密に調査せざるをえないことになり、現在の起債制度を複雑ならしめている一つの大きな原因である。よつて金融機關としての預金部の立場と起債制度の簡素化および迅速化の要請とを調整するために、地方債の許可主体たる地方財政委員会の管掌下に地方団体中央金庫の如き公法人を新設し、預金部の資金運用計画において地方資金として融通すべき総額がきまつた場合、これを一括この金庫に融資することとする。融資形式は金庫債の引受けとし、もちろん預金部の資金繰りに応じて適時金庫債を発行引受けるものとする。金庫の資本金は五十億円程度とし、政府および地方団体の出資とすることが望ましい（たとえば三年間に分割払込む）。金庫債の発行限度は資本金の二十倍とし、建前としては必ずしも預金部資金の引受のみに限定する必要はなく、たとえば見返資金による引受けも可能であるようにしておく。さらに将来は一般金融市場において公募しうるようになっておくことも必要である。また、この金庫に対して、地方債の償還成績不良な地方団体への平衡交付金の交付はこれを差押えることのできる権限を与えることも考慮されてよい。このようにして、預金部はこの金庫の信用を相手としてのみ融資取引を行い、個々の地方団体に対する実際の融資は、この金庫が地方財政委員会との緊密な連絡の下に担当することとする。

（根本的改革案）

地方債の起債は、すべて起債しうるところにおいて、且つ、利率その他起債条件の最も有利なところにおいて、起債しうることとする。すなわち、すべての地方債に対し、預金部以外の銀行、保険会社その他の金融機關、個人等より公募しうるようになる。

なお、地方団体中央金庫は恒久機關として一層必要である。金融市場における自由起債が認められることになれば、府県債あるいは五大市債等是有利となるであろうが、弱少市町村の起債はかえつて困難となるか、条件の不利化は免れない。地方団体中央金庫は、この場合主として弱少地方団体の起債を円滑にする役割を果さねばならない。

(昭和三十一年九月四日自治庁案)

地方債証券公庫設置要綱案

- 一 公庫の設置目的 弱小地方団体の公募地方債の消化を円滑ならしめ、特に水道事業、交通事業等の公営企業を推進するため、地方債証券公庫を設置する。
- 二 公庫の性格 公庫は、全額政府出資の公法人とする。
- 三 公庫の資本金額及び出資額 資本金額は、五十億円とし、政府の出資額は、昭和三十二年度から昭和三十六年度まで毎年度十億円とする。
- 四 公庫の業務内容 公庫の業務内容は次の通りとする。但し、一般的預金業務は行わない。
 - (イ) 公募地方債の応募又は引受(既発行公募地方債の低利借換を含む。)
 - (ロ) 政府保証による公庫債の発行
 - (ハ) 公庫債発行によつて取得した資金の地方公共団体に対する融通(特に、公募地方債の消化が困難な地方公共団体に対しては優先的に取扱う。)
 - (ニ) 公募債の引受又は応募に当つては水道、交通等の公営企業、公営住宅、港湾等の収益的建設事業、新市町村建設事業等を優先させる。
 - (ホ) 地方公共団体の債務保証
 - (ヘ) 前五号に附帯する業務
- 五 公庫債 公庫債の毎年度の発行限度額は、二百億円とし、発行条件は、公社債の条件と同一とする。
- 六 融通条件 地方公共団体に対する資金融通に要する経費を勘案して定める。
- 七 公庫の組織 公庫の組織は、簡素なものとし、地方における事務は、都道府県等に委託して行う。
- 八 その他 公庫の予算及び職員的身分取扱並びに公庫の業務に関する関係政府機関の監督等については、国民金融公庫等の先例に準じて定める。

地方債証券公庫設置概要

(昭和三十一年九月四日)

○ 設置の目的

地方公共団体が、住民の福祉に積極的に寄与する建設事業を執行するに当り起す地方債中の公募債は、金融事情が緩和され現在においてすら、年利一割を超えるものが多額にのぼり地方公共団体の財政に相当の負担を与えている現状に鑑み、合理的融通条件による公募地方債の消化を図り以て地方財政の健全化の維持促進を図ると共に、特に水道事業、交通事業等の公営企業、公営住宅、簡易水道等の収益的建設事業の資金を確保し、事業の積極的推進を図るため、地方債証券公庫を設置する。

○ 公庫の性格及び資本金

公庫は、全額政府出資の公法人とする。

資本金総額は、五〇億円とし、昭和三十一年度以降五年間毎年一〇億円宛出資するものとする。

○ 業務内容

- (一) 公募地方債の応募又は引受(既発行公募地方債の低利借換を含む)毎年度二〇〇億円
 - (二) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - (三) 政府保証による債券の発行及び必要な資金の借入
 - (四) 地方公共団体の債務の保証
 - (五) その他前各号に附帯する業務
- ### ○ 公庫設置の効果
- (一) 事業資金の確保

昭和三十一年度の地方債計画においては、水道事業、交通事業等の公営企業等について積極的な実施を図るため、地方債の増額発行を予定しているが、このうち、政府資金によるものを除いて、公募資金によるものの大部分をまとめて公庫で引受け、政府保証による公庫債を発行して民間資金の導入を図ることによって、事業資金を確保しようとするものである。

(二) 公営企業、収益的建設事業等の促進

水道事業、交通事業等の公営企業ばかりでなく、公営住宅、簡易水道事業、港湾等の収益的建設事業等について、その実施は、現在緊要なものであるので、昭和三十一年度においては、地方債の増額発行を予定していることは前記(一)のとおりである。このうち、政府資金によるものは、更に増額を図るとしても原資との関係で限度があるので、残余については、勢い公募資金に頼らざるを得ない。公募地方債については、著しく消化が困難な市町村、高金利で消化している市町村等があるので、許可があった公募地方債のうち、自らの力で合理的な消化が行えるものを除いて大部分のものをまとめて公庫で合理的な消化を図ろうとするものである。従って、その結果、建設費用の適正化を来すばかりでなく、低料金を確保でき、事業の促進となるのである。

公営企業及び収益的建設事業のほか、新市町村建設事業として行う道路の新設改良、庁舎の増改築等をも優先的に取扱うこととしている。

(三) 公債費対策の一環としての新規発行の公券

地方債の条件緩和及び既発行の公券地方債の低利借換

(1) 新規発行の公券地方債は、自らの力で合理的な消化が行える旧指定地方債を除いて、大部分のものを公庫で引受け、従来より条件を緩和する。

先ず、利率については、現行の旧指定地方債以外のものの条件よりも低くするので、地方公共団体の金利負担の軽減を図ることになる。現在、年利一割前後で発行を余儀なくされている市町村が多いが、これが七分二、三厘程度で公庫が引受けることとなる。

償還期限については、現行の平均七年（据置二年を含む）を取敢えず十二年（据置二年を含む）程度に延伸し、なお公庫の基礎の確立に照応して更に施設の耐用年数に應ずるよう改訂するものとし公債費の負担軽減を図る。

(2) 既発行公券地方債の低利借換を行い、地方公共団体の負担の軽減を図る。

昭和二十九年度末の公券地方債現在高は左記のとおりであり、これらをそれぞれ七分二、三厘程度に借換しようとするものである。

会計別	現在高	内 訳		
		八分以上	七分五厘	七分以下
普通会計	四四七	三五〇	三二二	六五
公営企業会計	二四五	二二三	一一	一一
計	六九二	五七三	四三	七六

(単位 億円)

(四) 地方公共団体、特に市町村に対する短期資金の低利融通

公庫は、長期資金のほか、手持資金をもつて短期資金（一時借入金）を低利に融通し、市町村の資金繰りを円滑にしようとするものである。現在、市町村では、低利な政府資金のほか、相当な額を高利で特定金融機関から借り入れているが、資金の供給は、必ずしも需要を十分に満していないので、公庫は、これら資金不足を補うばかりでなく、更に進んで、政府資金に近い低金利で運用することとしている。

(五) 地方公共団体の債務保証

公庫は、地方公共団体の債務保証を行うが、これによつて手許資金以上に資金運用が行える。

(六) 借入手続の簡素化

公庫地方債については、個々の地方公共団体が行うことなく、公庫がまとめて引受けるので、借入手続の簡素化を図れるばかりでなく、資金借入が容易、且つ、敏速に行える。

(七) 附帯業務としての各種あつ旋、各種調査等

公庫は、地方公共団体の申出により、各種の技術援助、資材購入、金融等のあつ旋に応ずるとともに、当該融通事業の各種調査等も行つものである。この場合、公庫は、関係官庁、各種団体と密接な連絡をとる。

公営企業金融公庫の改組構想（大綱）

（昭和51年 自治省）

一 名称の変更

「公営企業金融公庫」を「地方団体金融公庫（仮称）」とする。

二 改組の趣旨

- 1 地方債資金の安定確保を保障し、地方財政の基盤の強化を期すること。
- 2 地方債資金の質的改善を図ること。
- 3 地方公共団体の民間資金の調達の円滑化に資すること。

三 業務の範囲

公営企業に係る地方債に限定することなく、普通会計債についても資金を融通することができるようにすること。

四 公庫の資金の調達

政府保証債の枠を拡大するとともに、新たに市場実勢を反映した条件で「特別公募債」（政府保証のない公募債）を発行して資金を調達すること

五 金利補てん措置

公営競技納付金でもって金利を補てんし、地方公共団体に対してはできるだけ良質な公庫資金を供給すること。

地方分権推進委員会 最終報告（抄）

—分権型社会の創造：その道筋—

（平成13年6月14日）

第3章 第2時分権改革の始動に向けて

—地方税財源充実確保方策についての提言—

IV 地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革

4 地方債資金の円滑な調達

地方税源の充実確保によるこれからの税財政面での地方の自己決定権の拡充に伴い、地方公共団体が資金を安定的・円滑に調達できるよう、地方債の共同発行機関の重要性が増していくものと考えられるので、その問題についての検討が今後必要であると考えられる。